佐賀県告示第697号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関か ら廃止の届出があった。

平成 29 年 12 月 28 日

佐賀県知事	ı lı		'n₩	義
作目宏划事	111	11	↑丰	

名称	所在地	廃止年月日	
さくら歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿大畑乙	平成 29 年 7 月 25 日	
	2124 - 3		
松永歯科医院	小城市小城町 219 番地 8	平成 29 年 8 月 25 日	
タナカ歯科	伊万里市立花町 1891 番地 22	平成 29 年 8 月 31 日	
サンアイ薬局たけ	武雄市武雄町武雄 2005 - 6	平成 29 年 9 月 3 日	
お店			